

1 11月29日付けの追加指定

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 待機なし→10日間待機 | : アンゴラ |
| (2) 3日間待機→6日間待機 | : 英国 |
| (3) 待機なし→6日間待機 | : イスラエル、イタリア、オランダ |
| (4) 待機なし→3日間待機 | : オーストラリア、オーストリア、カナダ(オンタリオ州)、チェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、香港 |

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

- (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (10か国)
アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト
- (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (7か国)
イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー
- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (27か国・地域)
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、カナダ(オンタリオ州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チェコ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域